

港区シニア食堂の実施に関する区への届出手続きの取扱い方針

区内で任意団体等が行う地域の高齢者等への食事及び交流の場を提供する取組（「港区シニア食堂」。以下「シニア食堂」という。）における食品衛生法上の手続きの簡素化と、安全な食事提供の促進のため、反復継続してシニア食堂を運営する場合の取扱い方針を定めます。

1 背景・経緯

区が高齢者の孤立防止などに向けた交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進等を実現するため、シニア食堂の安定的な事業の実施環境整備に向けた支援を行うにあたり、食品衛生法等の法令に基づく手続きの煩雑さがシニア食堂運営者にとって障壁の一つとなることが想定されます。

生活支援体制整備事業及び重層的支援体制整備事業の趣旨を鑑み、地域での支え合いの輪を広げ、地域の高齢者の生活圏内にシニア食堂を設置していくため、みなと保健所生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び保健福祉支援部高齢者支援課（以下「高齢者支援課」という。）によりシニア食堂の届出手続きを整備し、簡易な手続きで衛生的なシニア食堂を運営できるよう対応が必要です。

2 方針の目的

- (1) シニア食堂の安定的な実施環境を整備すること
- (2) シニア食堂の食品衛生法の手続きを明確化・簡素化すること
- (3) シニア食堂の十分な衛生環境を確保すること

3 シニア食堂の定義

区では、次のすべてに該当するものについては、「シニア食堂」として取扱います。

- (1) 専ら区内の高齢者の孤立防止などに向けた交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進等の実現を目的として、非営利で運営するものであること。
- (2) 参加はすべて申込み制とし、氏名、住所、連絡先等の情報を収集のうえ、参加者

を特定すること。

- (3) 参加者から実費（材料費・光熱水費等）を超える対価を徴しないこと。
- (4) 食品衛生責任者を設置すること。
- (5) 安全管理、衛生管理を徹底し、万が一に備え、保険に加入すること。

4 港区シニア食堂運営者及び区の手続き

「福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を行う」場合、区は、「小規模給食施設、ボランティア給食における食事の提供（開始・変更・廃止）届」（別紙1）（以下「給食届」という。）及び「港区シニア食堂（開始・変更・休止・廃止）届」（別紙2）（以下「シニア食堂届」という。）による届出を運営者に求めています。

このため、シニア食堂運営者及び区は、港区シニア食堂については以下のとおり手続きを行うこととします。

- (1) シニア食堂運営者は、シニア食堂を運営する年度毎に高齢者支援課に、別紙1「給食届（開始）」及び別紙2「シニア食堂届（開始）」を提出します。
- (2) 高齢者支援課は、前号の提出があった時は、生活衛生課と共有します。
- (3) 生活衛生課は、シニア食堂として取り扱えるか判断し、必要に応じてシニア食堂運営者に確認の連絡や現地の視察等を行う場合があります。
- (4) 生活衛生課は、高齢者支援課に上記の判断とその理由を共有し、互いに協力して円滑な事業の推進と実態の把握に努めます。
- (5) シニア食堂運営者は、シニア食堂の内容に変更または休止する時は、高齢者支援課に、別紙2「シニア食堂届（変更・休止）」を提出します。
- (6) 高齢者支援課は、別紙2「シニア食堂届（変更・休止）」の提出があった時は、生活衛生課と共有し、協議します。
- (7) シニア食堂運営者は、前号の協議の結果、必要とされる時は、別紙1「給食届（変更）」を生活衛生課に提出します。
- (8) シニア食堂運営者は、区の求めに応じて実施状況について報告します。
- (9) シニア食堂運営者は、シニア食堂を廃止した時は、高齢者支援課に別紙1「給食届（廃止）」及び別紙2「シニア食堂届（廃止）」を提出します。
- (10) 高齢者支援課は、前号の別紙1「給食届（廃止）」及び別紙2「シニア食堂届（廃止）」の提出があった時は、生活衛生課と共有します。

5 その他

- (1) シニア食堂運営者は、港区シニア食堂で提供する食事について、参加者が自ら調理し飲食する場合についても、高齢者支援課に、別紙1「給食届（開始）」及び別紙2「シニア食堂届（開始）」を提出します。

- (2) すでに飲食店営業の許可を受けている施設又は、集団給食施設の届出をしている施設において、「福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を行う」場合、継続的に実施することは可能とします。ただし、シニア食堂として運営する場合には、「3 シニア食堂の定義」及び「4 港区シニア食堂運営者及び区の手続き」に沿って、高齢者支援課に、別紙1「給食届（開始）」及び別紙2「シニア食堂届（開始）」を提出します。
- (3) 食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けていない又は集団給食施設の届出をしていない施設において、「福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を行う」場合、シニア食堂として運営するかどうかに関わらず、生活衛生課に、別紙1「給食届（開始）」を提出します。
- (4) 「福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を行う」シニア食堂で、飲食の提供が一度きりであっても、生活衛生課に、別紙1「給食開始届」を提出することとします。その際、別紙1「給食開始・廃止届」を併せて提出いただくことも可能です。